



不動産の相続って
いつするの？
どうするの？
誰がするの？



相 続 セ ミ ナ ー 参加 無料

個別相談 **要予約**

6/21 (日)

グリーンモール山室内カ
ルチャー教室にて開催！

各回定員
10名様

講師

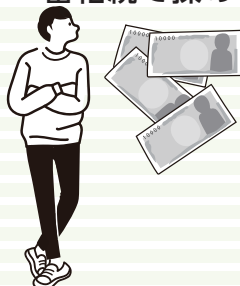
一般社団法人相続まるごと相談センター
代表理事 北守 栄理子先生

時間 / 10:20-12:00

セミナーのポイント！

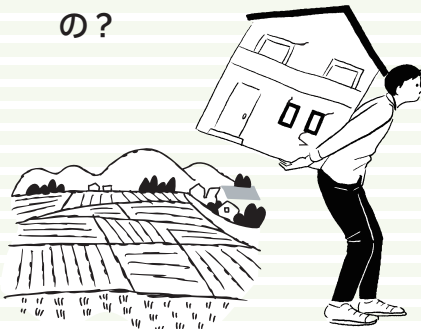
ポイント 1 揉めないための
事前対策とは？

お金は分けられるが、家や土地は
分けることができません。実は
不動産が一番相続で揉めるので
す。



ポイント 2 不動産の処分

要らない不動産の処分って、
どうするの？どうすればいい
の？



ポイント 3 所有者が認知症に
なったら

不動産の所有者が認知症に
なると、とっても大変。

ポイント 4 相続登記の確認は
お済みですか？

令和6年4月1日から相
続登記の申請が義務化。
早めの確認が安心です。

不動産とリフォームの相談窓口
オスカーハウジングスクエア
店頭での受付も可能です。お気軽にお問合せください。

お申し込み・お問合せは
富山市山室 226 番地 2
(グリーンモール山室内) 0120-220-138
営業時間 10:00-18:00 oscar_re@oscar-gr.co.jp